

地域密着型サービス事業所等の指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 2 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

① 上町tearoom

申請者	横須賀市上町一丁目40番地 長瀬ビル1階 合同会社結 代表社員 蒲田 美根子
事業所名称	上町tearoom
事業所の所在地	横須賀市上町一丁目40番地 長瀬ビル1階
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和7年7月1日
利用定員	10人
実施単位数	1単位
営業日	月曜日から金曜日 (祝日を含む。8月13日・14日、12月28日～1月4日まで休業)
営業時間	9:00～17:00
サービス提供時間	10:00～15:00
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	リハビリパンツ 150円、 パッド 100円 連絡ノート 200円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（上町tearoom）	
人 員 基 準	管理者		常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能） 常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務	
	生活相談員		提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者 適正に配置（介護福祉士1人）	
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師 提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置	
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 看護師又は准看護師	
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員		1以上は常勤 生活相談員常勤1人 （管理者と兼務） 介護職員常勤1人	
	機能訓練指導員		1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 看護師1人	

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

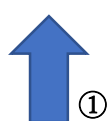
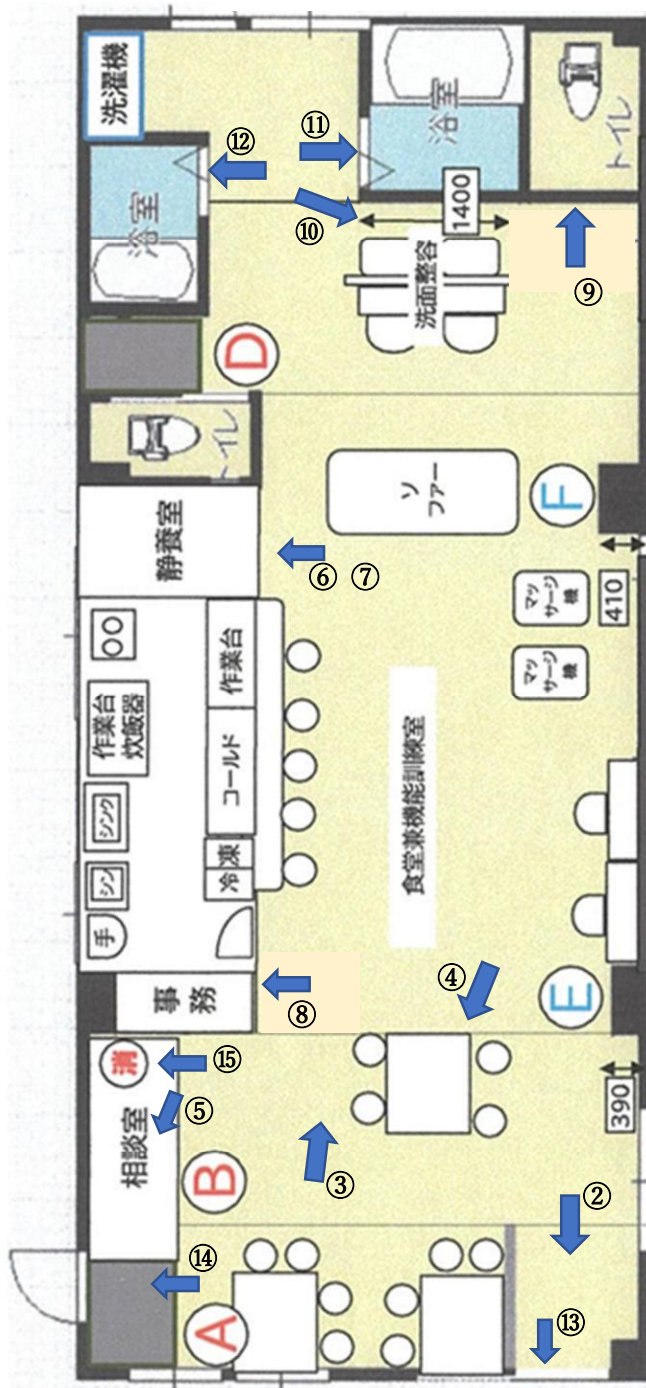
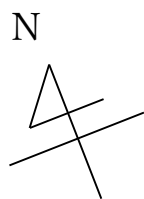
		要 件	指定案件（上町tearoom）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$51.04 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置（パーテーションのある部屋）
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

上町 tearoom 位置図



上町 tearoom 平面図



【現地写真】 上町 tearoom

(令和7年6月19日撮影)



① 外観



② 入口



③ 食堂兼機能訓練室 1



④ 食堂兼機能訓練室 2



⑤ 相談室



⑥ 静養室

【現地写真】 上町 tearoom
(令和7年6月19日撮影)



⑦ 静養室 (外から)



⑧ 事務室



⑨ 多機能トイレ



⑩ 洗面台



⑪ 浴室



⑫ 浴室②

【現地写真】 上町 tearoom
(令和 7 年 6 月 19 日撮影)



⑬ 誘導灯 (入口)



⑭ 誘導灯 (相談室横)



⑮ 消火器

② デイサービスセンター れもん

申 請 者	横須賀市上町 3-50 合同会社 たんぽぽ 代表社員 小林 二三代
事 業 所 名 称	デイサービスセンター れもん
事業所の所在地	横須賀市公郷町 2-23-4
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和 7 年 10 月 1 日
利用定員	10 人
実施単位数	1 単位
営 業 日	月曜日から土曜日 (祝日を含む。12 月 30 日～1 月 3 日まで休業)
営 業 時 間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:45
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
利 用 料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護に要した交通費及び送迎にかかる費用（自動車を使用した場合）1 kmにつき 20 円 昼食代 700 円、おやつ代 100 円、 リハビリパンツ代 100 円 パッド代 50 円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（デイサービスセンター れもん）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置（介護福祉士2人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置
	利用定員 11人以上	看護職員 専従1以上 看護師又は准看護師	/
		介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤1人 （管理者と兼務） 介護職員常勤1人 （生活相談員と兼務）
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	理学療法士1人 看護師2人

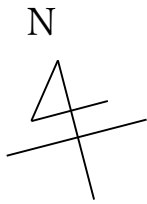
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（デイサービスセンター れもん）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$32.45 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置（パーテーションのある部屋）
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

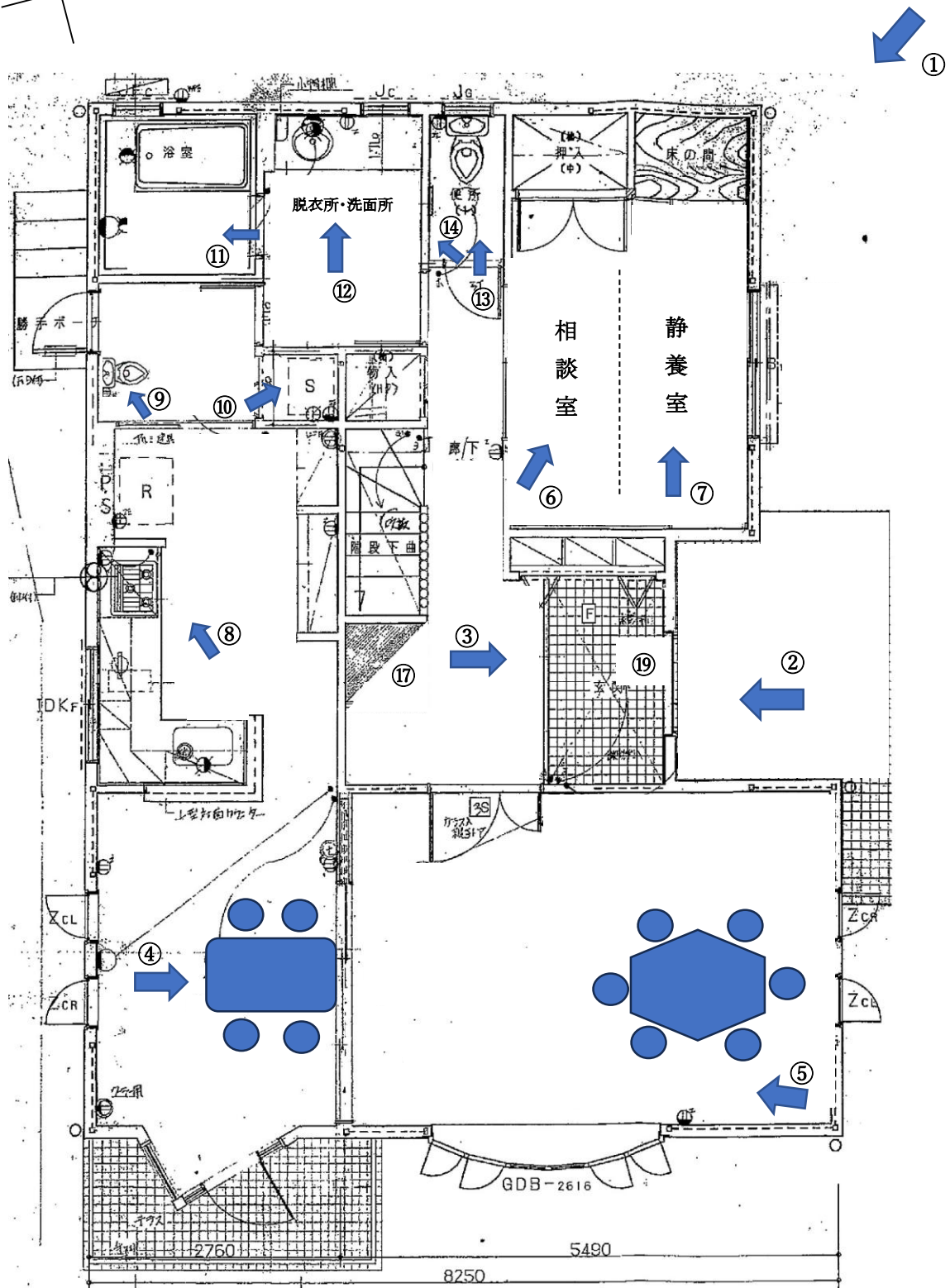
「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

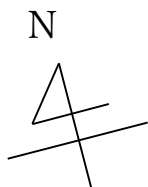
デイサービスセンター れもん 位置図



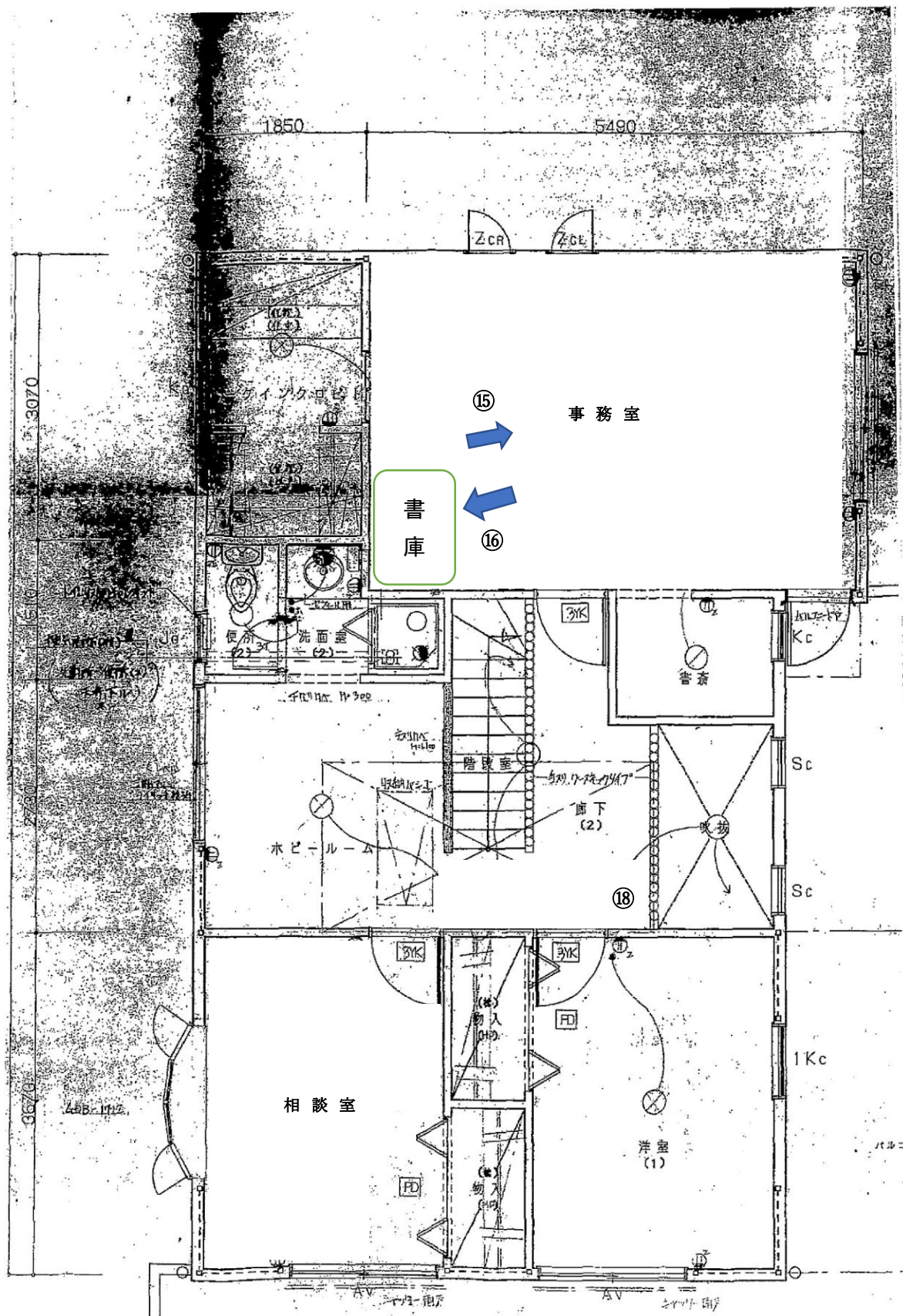


デイサービスセンター れもん 平面図(1F)





デイサービスセンター れもん 平面図(2F)



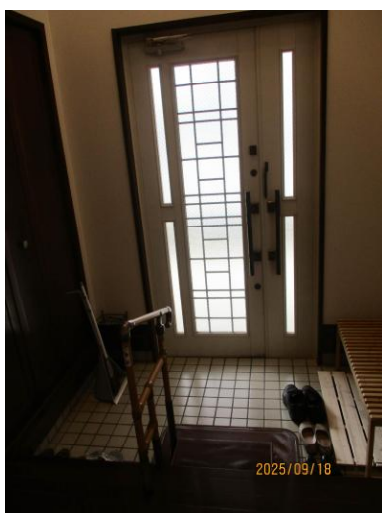
【現地写真】 デイサービスセンター れもん
(令和7年9月18日撮影)



① 外観



② 入口



③ 入口（玄関中側）



④ 食堂兼機能訓練室 1



⑤ 食堂兼機能訓練室 2



⑥ 相談室

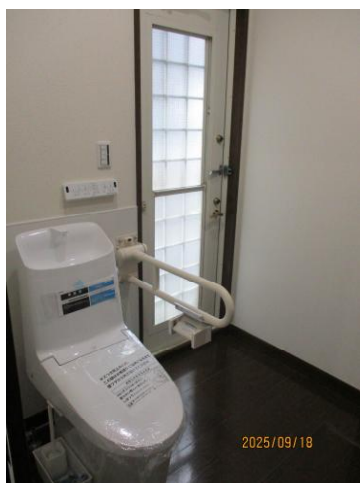
【現地写真】 デイサービスセンター れもん
(令和7年9月18日撮影)



⑦ 静養室



⑧ 台所



⑨ 多機能トイレ



⑩ 多機能トイレ前洗面所



⑪ 浴室



⑫ 脱衣所

【現地写真】 デイサービスセンター れもん
(令和7年9月18日撮影)



⑬ トイレ



⑭ トイレ内洗面所



⑮ 事務室（2階）



⑯ 鍵付き書庫



⑰ 消火器（1階）



⑱ 消火器（2階）

【現地写真】 デイサービスセンター れもん
(令和7年9月18日撮影)



⑪ 誘導灯

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 3 事業所

(1) サービスの概要

利用者がその居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊することで、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

①太陽の家安浦倶楽部

申 請 者	神奈川県横須賀市西浦賀 6-1-1 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡 庸介
事 業 所 名 称	太陽の家安浦倶楽部
事 業 所 の 所 在 地	横須賀市安浦町 2-27 IDビル 3F
サ ー ビ ス の 種 類	介護予防小規模多機能型居宅介護
事 業 開 始 日	令和 7 年 7 月 1 日 ※令和 5 年 4 月 30 日に介護予防小規模多機能型居宅介護のみ廃止したため再指定
登 録 定 員	25 人
利 用 定 員	通いサービスの利用定員 15 人 宿泊サービスの利用定員 5 人
利 用 料	介護報酬の告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	①通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用（自動車を使用した場合）1 kmにつき 30 円 ②食 事 代 朝 食 600 円 昼 食 600 円 おやつ 200 円 夕 食 600 円 ③宿 泊 費 3,000 円 ④おむつ代 実費 ⑤洗 濯 代 250 円 ⑥キャンセル料 600 円
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
協 力 医 療 機 関	ナーブケア在宅クリニック、太陽の家附属歯科診療所

指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分			要 件	報告案件(太陽の家安浦倶楽部)
人 員 基 準	事業の代表者		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	社会福祉法人ユーアイ二十一の理事長として小規模多機能居宅介護事業の経営に携わっている。
			②次のいずれかの研修を修了していること。 ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症グループホーム管理者研修・基礎過程又は専門課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グループホーム開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修(神奈川県 平成23年2月24日)修了
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)	常勤兼務 (当該事業所の介護支援専門員、介護従業者を兼務)
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務 ②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務	
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。	認知症を含む高齢者介護に3年以上従事した経験を有する。
			②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了(みなし規定あり)していること。 ※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、実践者研修の他、「認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度)」を修了している者	認知症対応型サービス事業管理者研修(神奈川県 平成29年12月12日)修了
	介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)	常勤兼務 (当該事業所の管理者、介護従業者を兼務)
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務 ②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務	
		資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(神奈川県 平成30年2月20日)修了
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例)日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要	適正に配置されている。
			②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上配置する。	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	1以上が常勤職員である。
			⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。	
			⑤介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。	准看護師を1名配置している。

設備基準	立地要件	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	都市計画法上の用途は「第2種住居地域」である。当該事業所は、近隣に家屋が密集しており、家族や地域住民との交流の機会が確保される。
	登録定員	29人以下	25人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	通いサービス 15名 宿泊サービス 5名
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	個室3室(8.05～8.48㎡)
		②個室の床面積は7.43㎡以上	
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	個室以外(17.83㎡)
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	スプリンクラー、誘導灯、火災報知機、火災通報装置、消火器

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

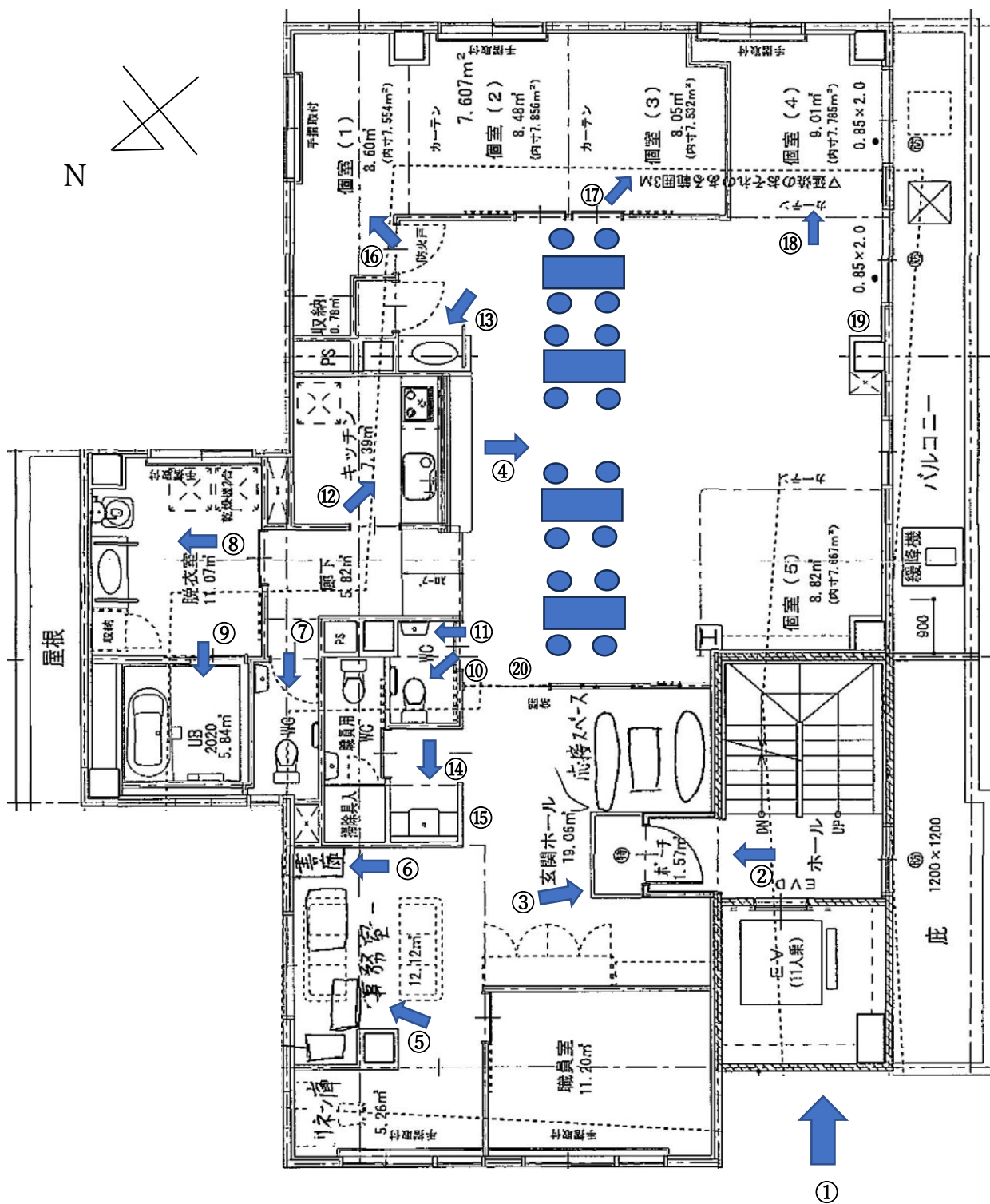
区分	要 件	報告案件(太陽の家安浦倶楽部)
人員基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	一体的に運営
設備基準		

当該報告案件(太陽の家安浦倶楽部)は「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第71号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第72号)に適合します。

太陽の家安浦倶楽部 位置図



太陽の家安浦倶楽部 平面図



【現地写真】 太陽の家安浦倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



① 外観



② 入口（玄関）



③ 入口（玄関中側）



④ 居間兼食堂



⑤ 事務室



⑥ 鍵付き書庫

【現地写真】 太陽の家安浦倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



⑦ トイレ (浴室横)



⑧ 脱衣所



⑨ 浴室



⑩ トイレ



⑪ トイレ内手洗い

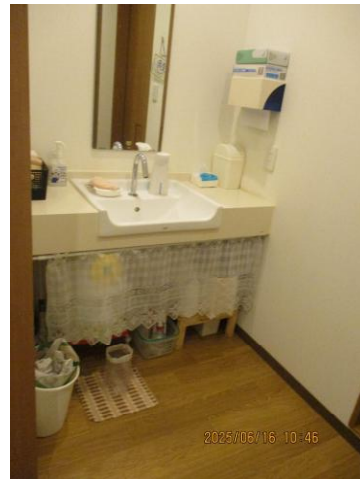


⑫ 台所

【現地写真】 太陽の家安浦倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



⑬ 手洗い（居間兼食堂内）



⑭ 手洗い



⑮ 火災報知器・手指消毒（玄関ホール）



⑯ 居室（1）



⑰ 居室（2）



⑱ 居室（3）

【現地写真】 太陽の家安浦倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



⑪ 消火器



⑫ 誘導灯

②太陽の家逸見倶楽部

申 請 者	神奈川県横須賀市西浦賀 6 - 1 - 1 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡 庸介
事業所名称	太陽の家 逸見倶楽部
事業所の所在地	横須賀市東逸見町 2 - 4 - 9
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護
事業開始日	令和 7 年 7 月 1 日 ※令和 5 年 4 月 30 日に介護予防小規模多機能型居宅介護 のみ廃止したため再指定
登録定員	18 人
利用定員	通いサービスの利用定員 9 人 宿泊サービスの利用定員 3 人
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	①通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型 居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用（自動車 を使用した場合）1 kmにつき 30 円 ②食事代 朝食 600 円 昼食 600 円 おやつ 200 円 夕食 600 円 ③宿泊費 3,000 円 ④おむつ代 実費 ⑤キャンセル料 600 円
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
協力医療機関	ナーブケア在宅クリニック、太陽の家附属歯科診療所

指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分		要 件	報告案件(太陽の家 逸見倶楽部)
人 員 基 準	事業の代表者		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。 ②次のいずれかの研修を修了していること。 ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症グループホーム管理者研修・基礎過程又は専門課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グループホーム開設者研修
			社会福祉法人ユーアイ二十一の理事長として小規模多機能居宅介護事業の経営に携わっている。
			認知症対応型サービス事業開設者研修(神奈川県 平成23年2月24日)修了
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務 ②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。 ②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了(みなし規定あり)していること。
			※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、実践者研修の他、「認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度)」を修了している者
			認知症を含む高齢者介護に3年以上従事した経験を有する。
			認知症対応型サービス事業管理者研修(神奈川県 令和元年12月3日)修了
	介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務 ②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務
		資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例) 日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要 ②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上配置する。 ③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。) ③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。) ⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。 ⑤介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
			適正に配置されている。
			1以上が常勤職員である。
			看護師を1名配置している。

設備基準	立地要件	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	都市計画法上の用途は「第2種住居地域」である。当該事業所は、近隣に家屋が密集しており、家族や地域住民との交流の機会が確保される。
	登録定員	29人以下	18人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	通いサービス 9名 宿泊サービス 3名
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	個室1室(7.45㎡)
		②個室の床面積は7.43㎡以上	
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	個室以外(14.88㎡)
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	スプリンクラー、誘導灯、火災報知機、消火器

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

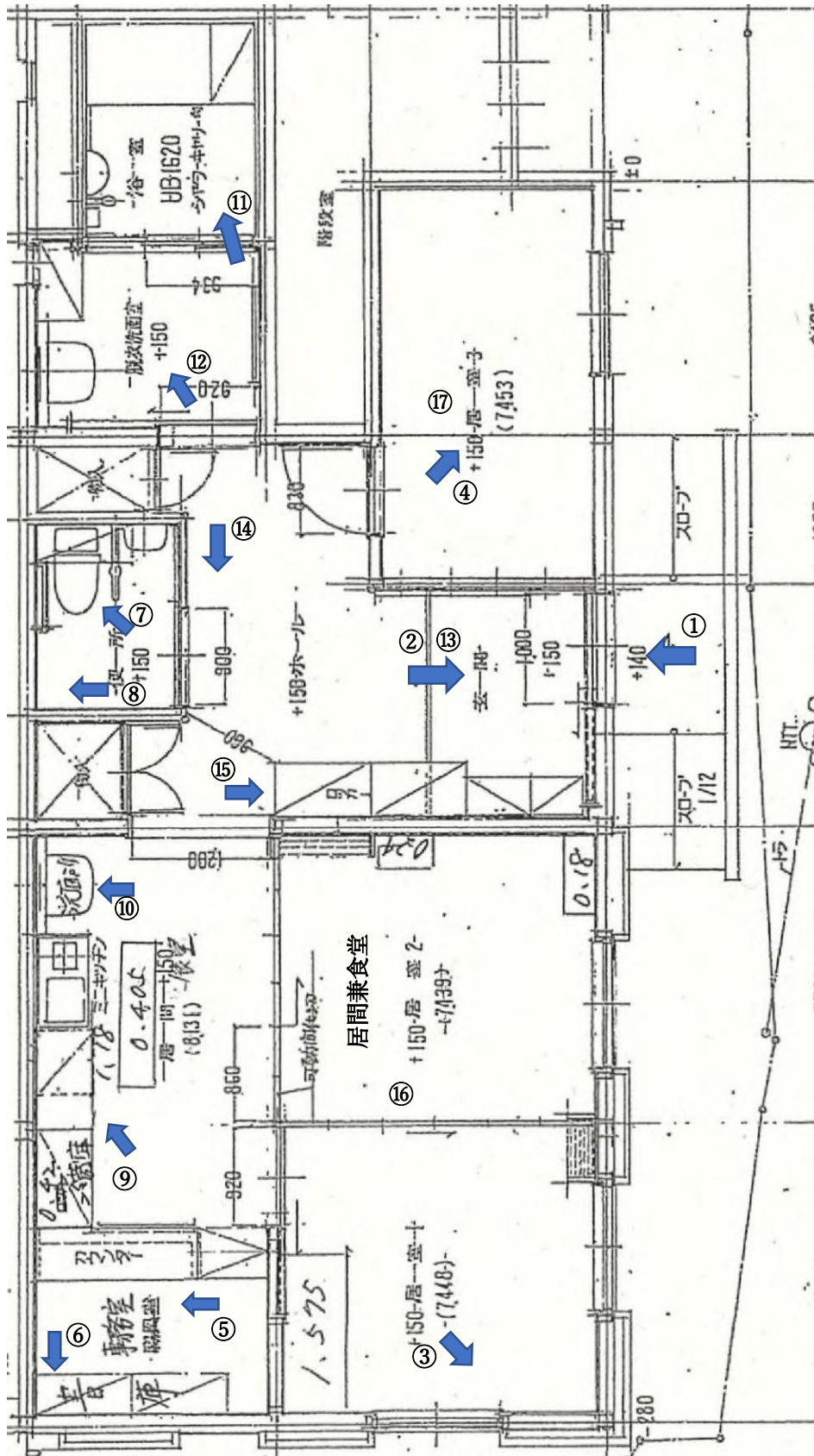
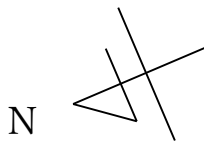
区分	要 件	報告案件(太陽の家 逸見倶楽部)
人員基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	一体的に運営
設備基準		

当該報告案件(太陽の家安浦倶楽部)は「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第71号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第72号)に適合します。

太陽の家 逸見倶楽部 位置図



太陽の家 逸見倶楽部 平面図



【現地写真】太陽の家 逸見倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



① 外観



② 入口（玄関）



③ 居間兼食堂



④ 居室



⑤ 事務室



⑥ 鍵付き書庫

【現地写真】太陽の家 逸見倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



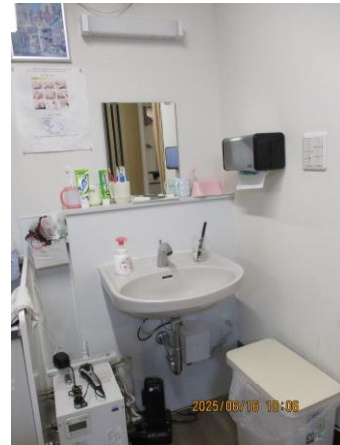
⑦ トイレ



⑧ トイレ内手洗い



⑨ 台所



⑩ 洗面所



⑪ 浴室



⑫ 脱衣所

【現地写真】太陽の家 逸見倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



⑬ 誘導灯（玄関）



⑭ 誘導灯（ホール）



⑮ 消火器（ホール・ロッカー横）



⑯ スプリンクラー（居間兼食堂）



⑰ スプリンクラー（居室）

③かもめ倶楽部

申 請 者	神奈川県横須賀市西浦賀 6 - 1 - 1 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡 庸介
事業所名称	かもめ倶楽部
事業所の所在地	横須賀市鴨井 2 - 80 - 37 2F
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護
事業開始日	令和 7 年 7 月 1 日
登録定員	25 人
利用定員	通いサービスの利用定員 13 人 宿泊サービスの利用定員 6 人
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	①通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型 居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用（自動車 を使用した場合） 1 kmにつき 30 円 ②食 事 代 朝 食 600 円 昼 食 600 円 おやつ 200 円 夕 食 600 円 ③宿 泊 費 3,000 円 ④おむつ代 実費 ⑤洗 濯 代 400 円 ⑥キャンセル料 600 円
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
協力医療機関	小磯診療所、太陽の家附属歯科診療所

指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分		要 件	報告案件(かもめ倶楽部)
人員基準	事業の代表者	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。 ②次のいずれかの研修を修了していること。 ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症グループホーム管理者研修・基礎過程又は専門課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グループホーム開設者研修	社会福祉法人ユーアイ二十一の理事長として小規模多機能居宅介護事業の経営に携わっている。 認知症対応型サービス事業開設者研修(神奈川県 平成23年2月24日)修了
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務 ②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。 ②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了(みなし規定あり)していること。 ※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、実践者研修の他、「認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度)」を修了している者
	介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務 ②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務
		資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例) 日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要 ②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上配置する。 ③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。) ④夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。) ⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。 ⑥介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
			適正に配置されている。
			1以上が常勤職員である。
			看護師を1名配置している。

設備基準	立地要件	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	都市計画法上の用途は「第2種住居地域」である。当該事業所は、近隣に家屋が密集しており、家族や地域住民との交流の機会が確保される。
	登録定員	29人以下	25人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	通いサービス 13名 宿泊サービス 6名
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	個室4室(7.45～9.66㎡)
		②個室の床面積は7.43㎡以上	
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	個室以外(8.22㎡)
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	スプリンクラー、誘導灯、火災報知機、火災通報装置、消火器

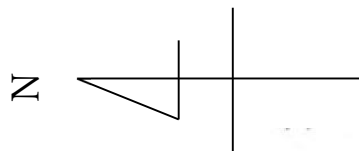
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分	要 件	報告案件(かもめ倶楽部)
人員基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	一体的に運営
設備基準		

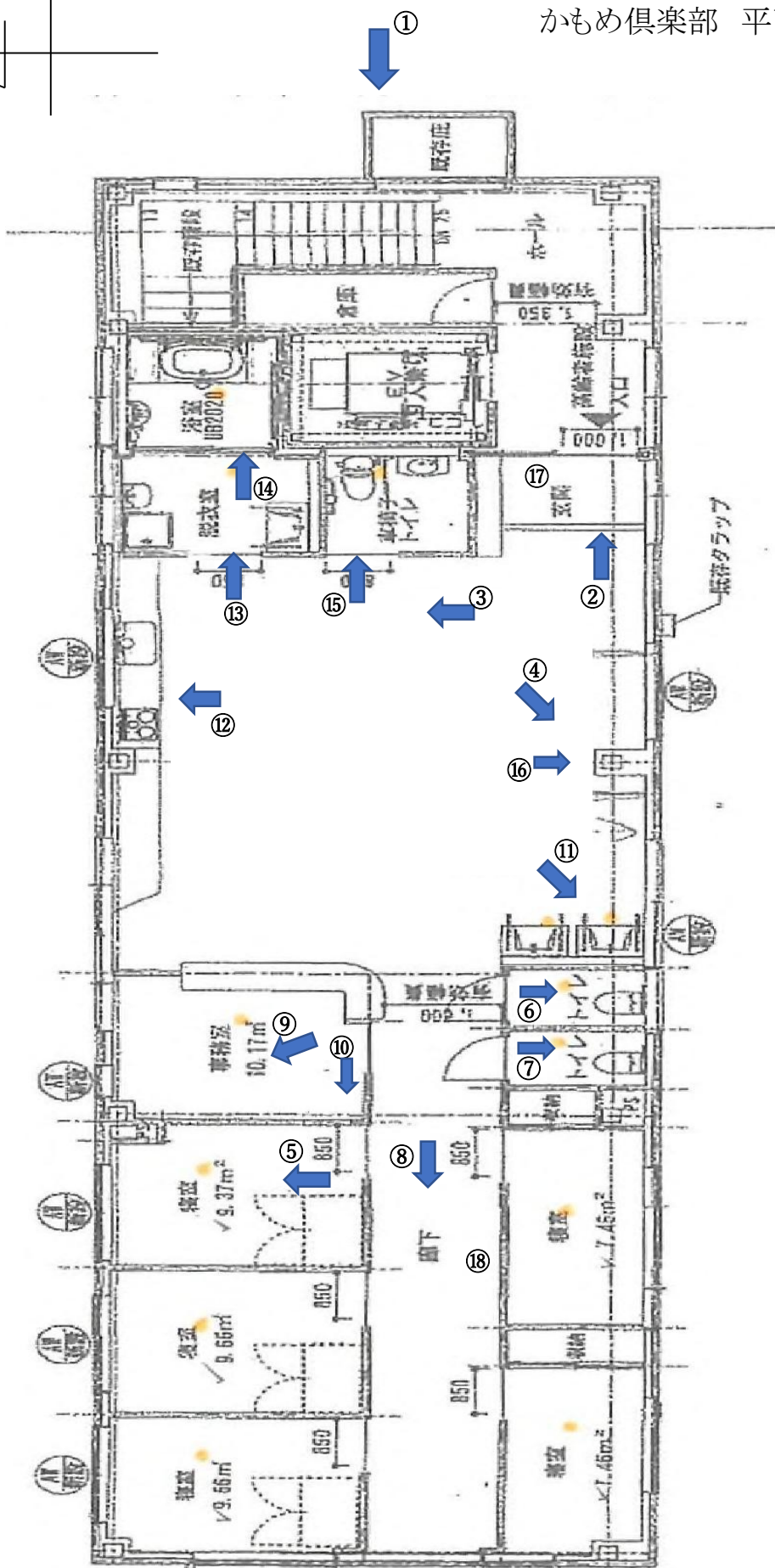
当該報告案件(太陽の家安浦倶楽部)は「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第71号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第72号)に適合します。

かもめ倶楽部 位置図





かもめ倶楽部 平面図



【現地写真】かもめ倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



① 外観



② 入口（玄関）



③ 居間兼食堂



④ 居間兼食堂（2）



⑤ 居室



⑥ トイレ（1）

【現地写真】かもめ倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



⑦ トイレ (2)



⑧ 廊下



⑨ 事務室



⑩ 鍵付き書庫



⑪ 手洗い

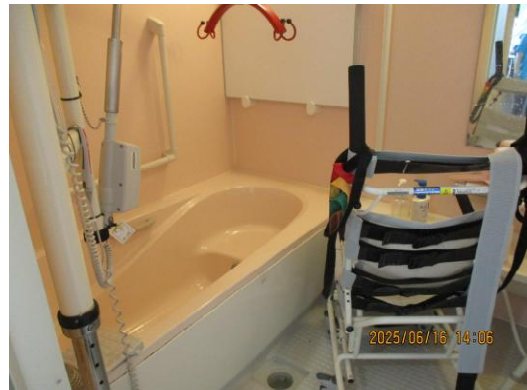


⑫ 台所

【現地写真】かもめ倶楽部
(令和7年6月16日撮影)



⑬ 脱衣所



⑭ 浴室



⑮ 車椅子トイレ



⑯ 火災報知器



⑰ 誘導灯（玄関上）



⑱ 誘導灯（廊下）